

最近の年金関連トピックス (厚年基金、公的年金等)

平成26年10月



目次

本資料掲載のトピックス	… 2
1. 厚年基金の平成25年度(H26.3.末)決算の積立状況等	… 4
2. 厚生年金基金関連	
2-1. 平成25年度の厚年本体利回りは8.22%	…18
2-2. 厚生年金基金解散時の残余財産分配方法について	…20
2-3. 平成25年度の最低責任準備金(期ズレなし)の付利率 :8.22%(告示改正)	…23
2-4. 平成26年4月～6月の最低責任準備金(期ズレなし)付利率 :年7.27%(告示改正)	…25
3. 退職給付会計関連	
3-1. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2013年度)	…27
3-2. 修正国際基準の公開草案を公表へ	…30
3-3. ASBJが修正国際基準の公開草案を公表	…32
3-4. 年金資産拡大の背景	…33
4. その他のトピックス	
4-1. 社会保障審議会企業年金部会の討議状況(第6回)	…36
4-2. 社会保障審議会企業年金部会の討議状況(第7回)	…37
4-3. 社会保障審議会企業年金部会の討議状況(第8回)	…38
4-4. 社会保障審議会企業年金部会の討議状況(第9回)	…39
4-5. 社会保障審議会年金部会で公的年金の議論を開始	…41
4-6. 第24回社会保障審議会年金部会の開催について	…42
4-7. マッチング拠出のルール見直し	…44
5. 平成26年7月～平成26年9月の年金ニュース	…46
6. 平成26年7月～平成26年9月の年金メールマガジン	…48

※ 平成26年7月～平成26年9月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

本資料掲載のトピックス

《社会保障審議会での議論》 ⇒P.36～43

平成26年年6月以降、社会保障審議会では公的年金に加え、企業年金の議論が活発に行われています。

公的年金は、6月に財政検証およびオプション試算の結果が公表されました。今後の年金制度の検討に資する検証作業として、マクロ経済スライドの仕組みの見直しや、被用者保険の適用範囲を拡大した場合等のいわゆるオプション試算と呼ばれる計算が今回の財政検証で初めて実施されました。オプション試算の結果では、いずれも所得代替率が改善することが見込まれました。この結果を受けて、年金部会では今後議論すべき課題を整理し、各項目についての議論が行われることとなります。

一方、企業年金については、厚生年金基金制度の見直し以降も、企業年金制度を維持できるような仕組みや制度の在り方について議論されています。過去、適格年金の廃止をきっかけに企業年金の加入者数が大きく後退しました。今後多くの厚生年金基金が解散に向かうと見られる中で、同じような事態になりかねません。中小企業も含め、企業年金の加入者数減少に歯止めをかけ、多様化するニーズに対応できる制度とすること等について、現在議論が行われています。

社会保障審議会		
	企業年金部会	年金部会
～3月	厚生年金基金の改正について議論、法改正	財政検証の前提について議論
6月	企業年金制度の現状確認 今後検討すべき課題や論点について関係団体へのヒアリング実施	公的年金の財政検証結果の報告
7月	関係団体へのヒアリング結果を整理、今後議論する課題を選定	
8月		財政検証結果を踏まえた公的年金の検討課題を整理
9月	今後議論する課題のうち、「柔軟で弾力的な給付設計」、「中小企業向けの取組」、「一般企業向けの取組」について議論	検討課題のうち、「短時間労働者への被用者保険の適用拡大」について議論

《年金財政上の積立水準と退職給付会計上の積立水準》 ⇒P.4～16、P.27～29

弊社が総幹事を務める厚生年金基金の財政決算の状況、さらに上場企業2,913社における会計上の積立状況をご案内いたしました。財政、会計ともに前年度に比べ積立の改善がみられました。年金資産の好調な運用パフォーマンスが寄与したものです。また、会計基準の変更により企業の財政状況が悪化することが危惧されていましたが、好パフォーマンスが寄与し、影響は軽微にとどまっています。

1.厚年基金の平成25年度(H26.3.末) 決算の積立状況等

1. 厚年基金の平成25年度(H26.3.末)決算の積立状況等

- 積立状況の分布
 - 純資産/責任準備金:平均0.96(全年度0.93)
 - 純資産/最低積立基準額:平均0.83(前年度0.76)
 - 純資産/最低責任準備金:平均1.23(前年1.14)
- 継続基準の積立水準:平均1.15
⇒掛金の引上げが必要な厚年基金は7%
- 非継続基準の積立水準:平均0.94
⇒掛金の引上げが必要な厚年基金は11%
- 代行返上/解散計画を提出している基金の状況
⇒掛金の引上げが必要な基金なし

- ✓ 全厚年基金の分布とは傾向が異なり得る点についてご注意ください。
- ✓ ご案内中の決算報告書から資産評価方法や許容繰越不足金等を変更することにより、代議員会で議決される決算結果が変更されることがあります。そのため、当資料が最終的な集計結果と大きく乖離する可能性がありますのでご注意ください。

平成25年度決算の取扱い

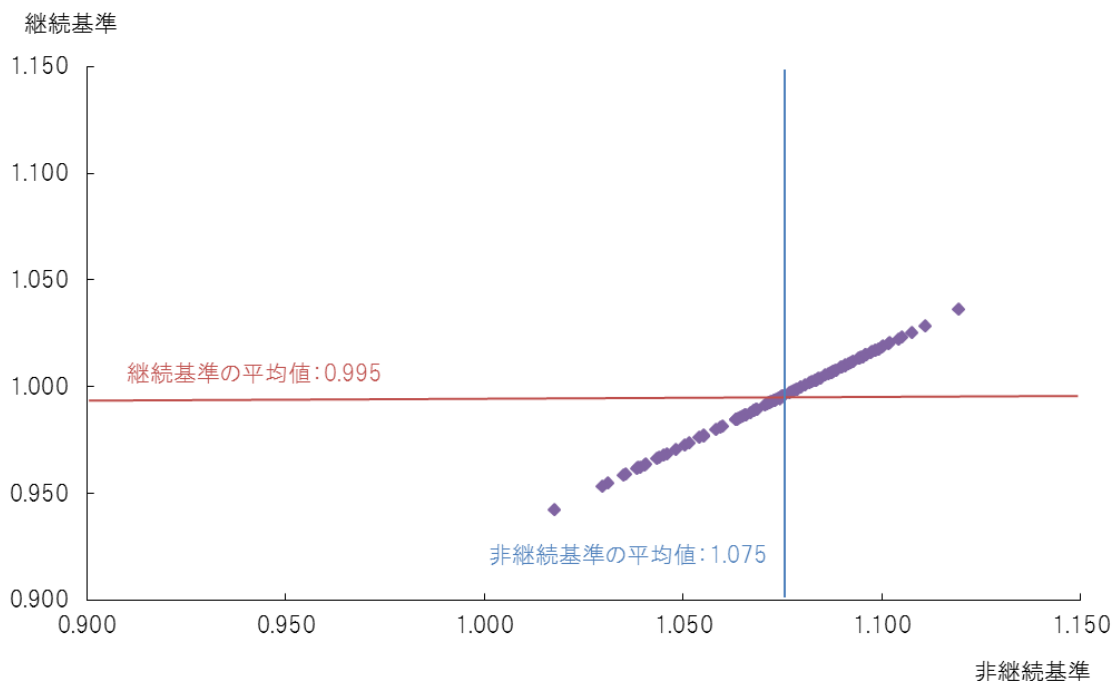
- ・ 代行返上/解散計画を提出済の基金は、従来の継続基準・非継続基準の財政検証の代わりに、代行返上/解散計画の実施状況の確認を行う
- ・ 最低責任準備金の精緻化は反映しない

1. 厚年基金の平成25年度(H26.3.末)決算の積立状況等

最低責任準備金の精緻化について

- ・ 最低責任準備金の精緻化とは、最低責任準備金の算定において、「付利率の期ずれ解消」および「代行給付相当額の係数見直し(一律0.875→年齢階級3区分別)」を適用すること
- ・ 平成26年4月1日以降の基準日による財政検証および変更計算から実施
⇒当資料では参考値として平成26年3月末基準の精緻化後の諸数値も掲載
- ・ 財政検証での代行部分債務の変動
継続基準:「最低責任準備金(精緻化前)+最低責任準備金調整額」
→「精緻化後の最低責任準備金(精緻化後)」
⇒精緻化により平成24~25年度の高い厚生年金本体利回りを反映することになるため、一般的に最低責任準備金は大きくなるが、継続基準においては最低責任準備金調整額がなくなるため、債務額の合計はあまり変動しない
非継続基準:「最低責任準備金(精緻化前)」→「最低責任準備金(精緻化後)」
⇒上述の通り、一般的に最低責任準備金は大きくなる

最低責任準備金の精緻化による代行部分債務の変動率



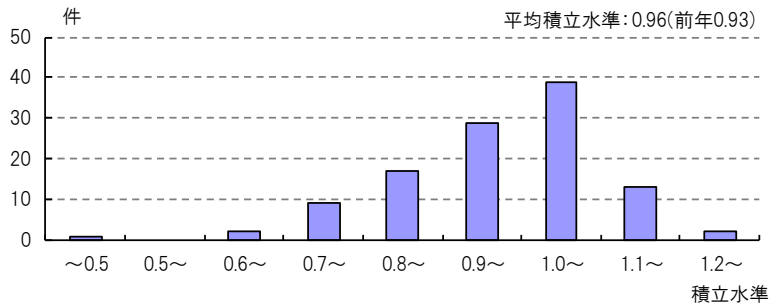
1. 厚年基金の平成25年度(H26.3.末)決算の積立状況等

1. 積立状況の分布(112基金対象)

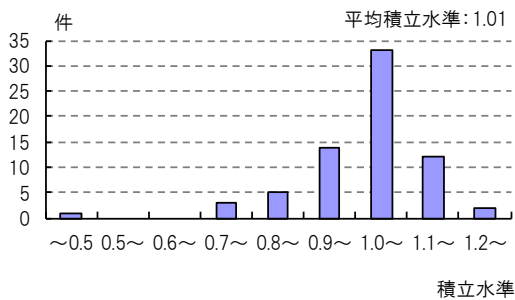
※ 112基金(総合型104基金、単独・連合型8基金)
の集計

純資産/責任準備金

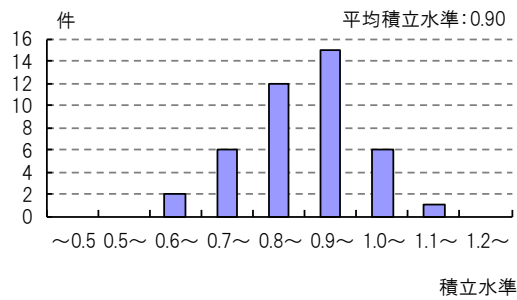
全体



代行返上/解散計画を未提出

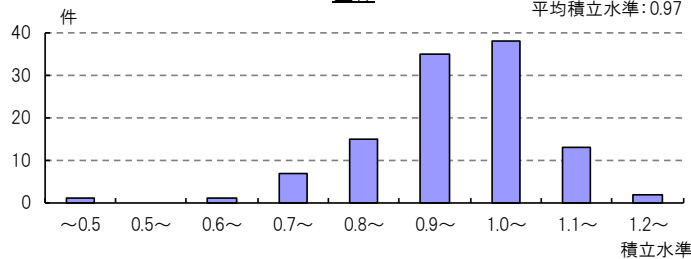


代行返上/解散計画を提出済

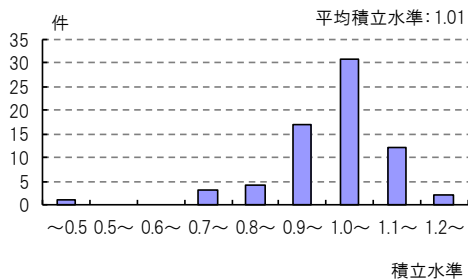


(参考)最低責任準備金の精緻化後

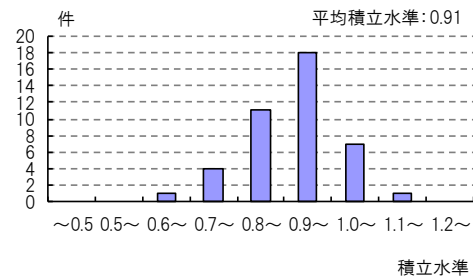
全体



代行返上/解散計画を未提出

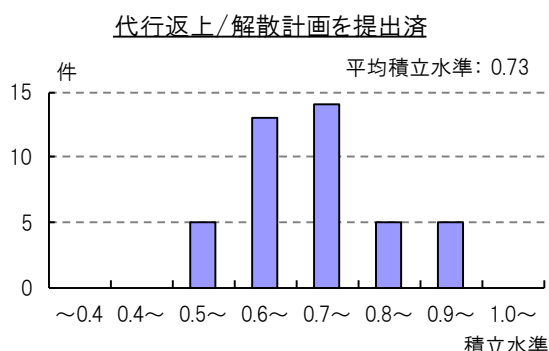
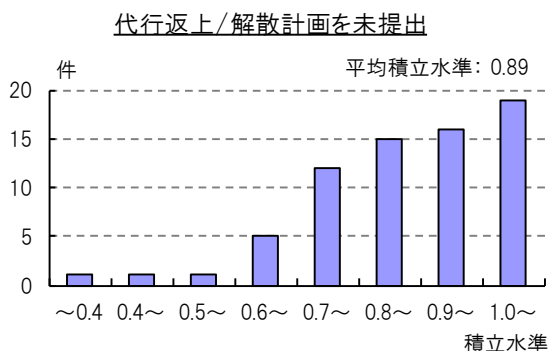
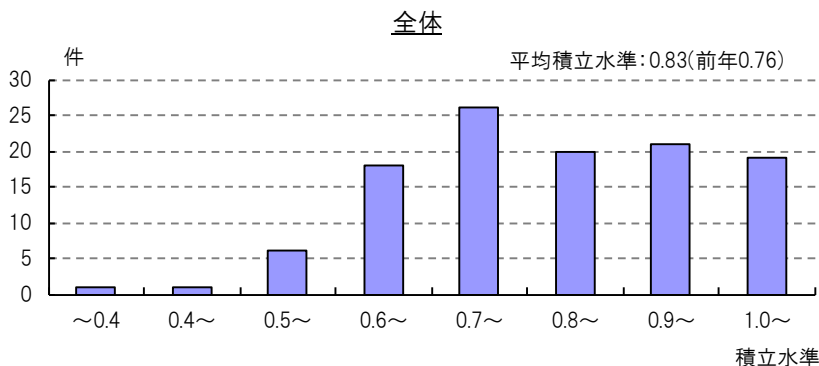


代行返上/解散計画を提出済

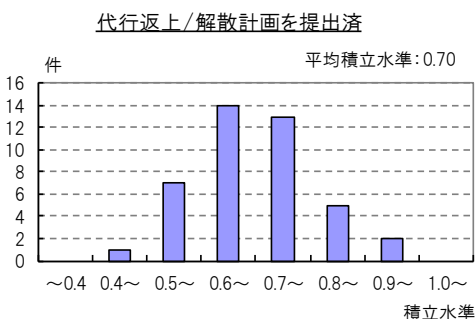
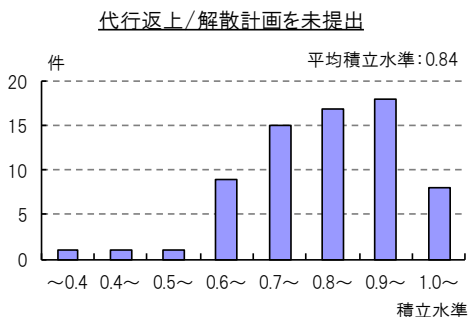
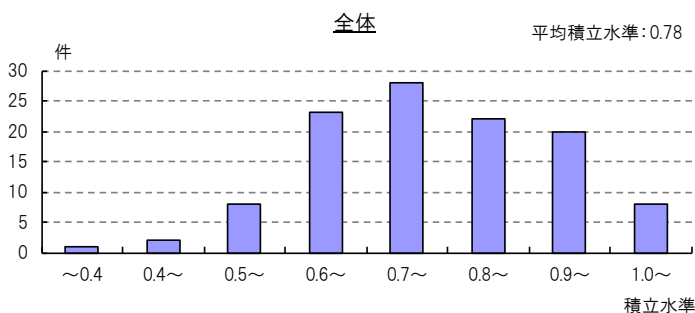


1. 厚年基金の平成25年度(H26.3.末)決算の積立状況等

純資産/最低積立基準額

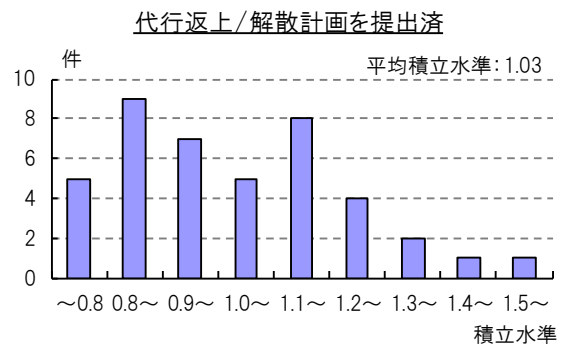
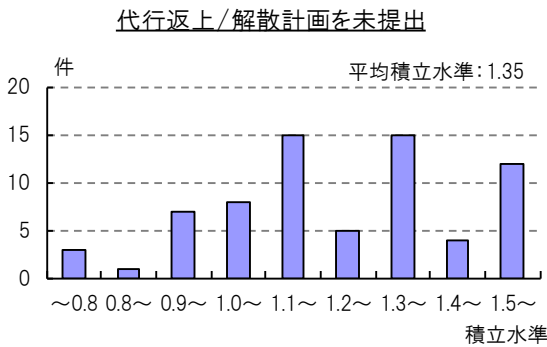
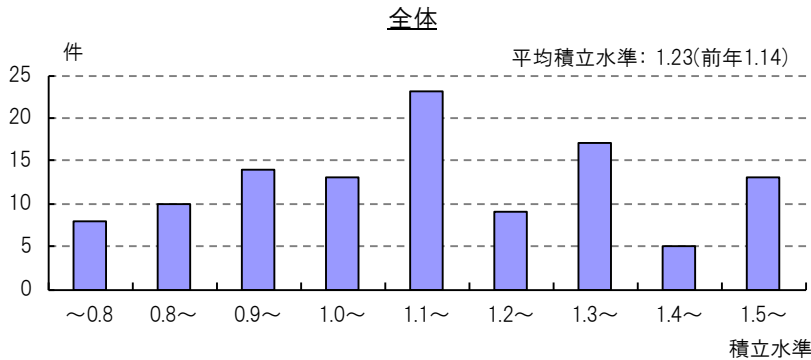


(参考)最低責任準備金の精緻化後

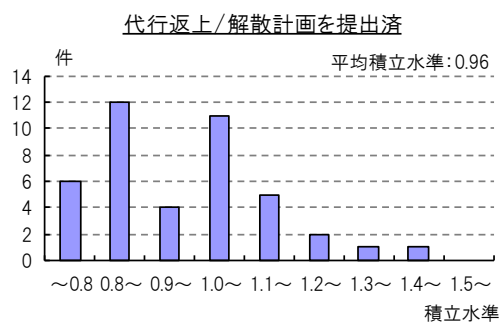
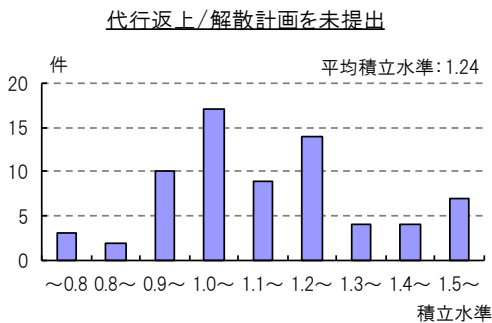
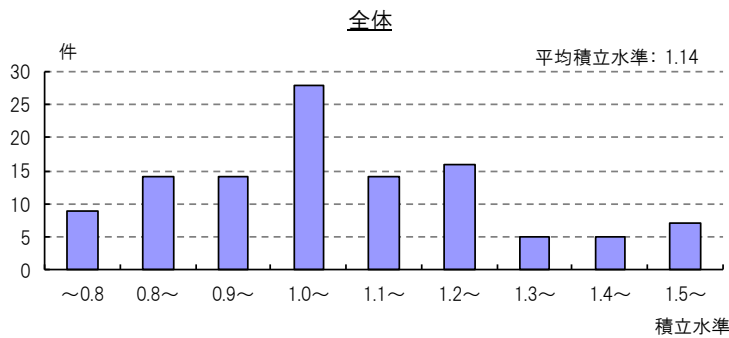


1. 厚年基金の平成25年度(H26.3.末)決算の積立状況等

純資産/最低責任準備金



(参考)最低責任準備金の精緻化後



1. 厚年基金の平成25年度(H26.3.末)決算の積立状況等

2. 代行返上/解散計画を提出していない基金の状況(70基金対象)

財政検証結果の分布表

全体		件数 (割合)			
非継続基準	継続基準	充足	抵触		合計
			掛金の見直し不要	掛金の見直し要	
	充足	23 (32.9%)	5 (7.1%)	0 (0.0%)	28 (40.0%)
抵触	掛金の見直し不要	23 (32.9%)	11 (15.7%)	0 (0.0%)	34 (48.6%)
	掛金の見直し要	1 (1.4%)	2 (2.9%)	5 (7.1%)	8 (11.4%)
合計		47 (67.1%)	18 (25.7%)	5 (7.1%)	70 (100.0%)

総合設立		件数 (割合)			
非継続基準	継続基準	充足	抵触		合計
			掛金の見直し不要	掛金の見直し要	
	充足	19 (30.6%)	5 (8.1%)	0 (0.0%)	24 (38.7%)
抵触	掛金の見直し不要	19 (30.6%)	11 (17.7%)	0 (0.0%)	30 (48.4%)
	掛金の見直し要	1 (1.6%)	2 (3.2%)	5 (8.1%)	8 (12.9%)
合計		39 (62.9%)	18 (29.0%)	5 (8.1%)	62 (100.0%)

単独・連合設立		件数 (割合)			
非継続基準	継続基準	充足	抵触		合計
			掛金の見直し不要	掛金の見直し要	
	充足	4 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (50.0%)
抵触	掛金の見直し不要	4 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (50.0%)
	掛金の見直し要	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計		8 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (100.0%)

(参考)最低責任準備金の精緻化後

全体		件数 (割合)			
非継続基準	継続基準	充足	抵触		合計
			掛金の見直し不要	掛金の見直し要	
	充足	18 (25.7%)	2 (2.9%)	0 (0.0%)	20 (28.6%)
抵触	掛金の見直し不要	26 (37.1%)	16 (22.9%)	0 (0.0%)	42 (60.0%)
	掛金の見直し要	1 (1.4%)	3 (4.3%)	4 (5.7%)	8 (11.4%)
合計		45 (64.3%)	21 (30.0%)	4 (5.7%)	70 (100.0%)

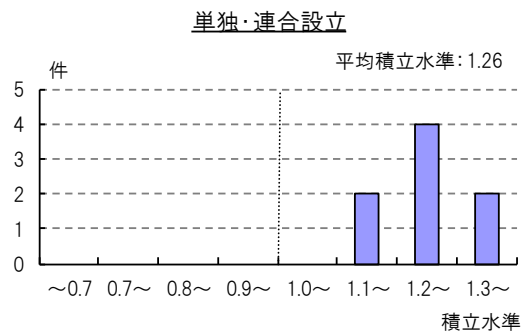
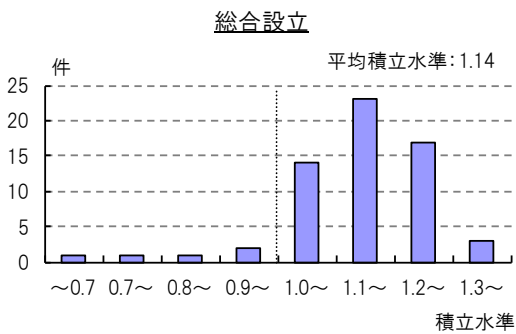
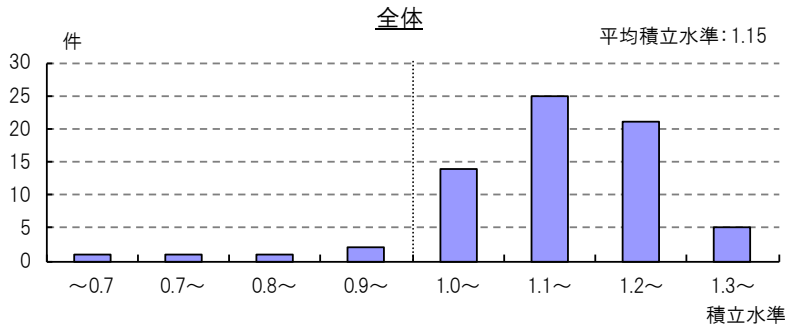
総合設立		件数 (割合)			
非継続基準	継続基準	充足	抵触		合計
			掛金の見直し不要	掛金の見直し要	
	充足	14 (22.6%)	2 (3.2%)	0 (0.0%)	16 (25.8%)
抵触	掛金の見直し不要	22 (35.5%)	16 (25.8%)	0 (0.0%)	38 (61.3%)
	掛金の見直し要	1 (1.6%)	3 (4.8%)	4 (6.5%)	8 (12.9%)
合計		37 (59.7%)	21 (33.9%)	4 (6.5%)	62 (100.0%)

単独・連合設立		件数 (割合)			
非継続基準	継続基準	充足	抵触		合計
			掛金の見直し不要	掛金の見直し要	
	充足	4 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (50.0%)
抵触	掛金の見直し不要	4 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (50.0%)
	掛金の見直し要	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計		8 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (100.0%)

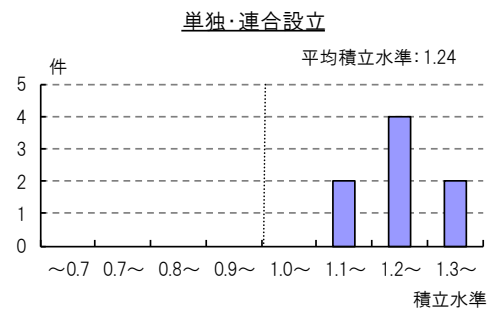
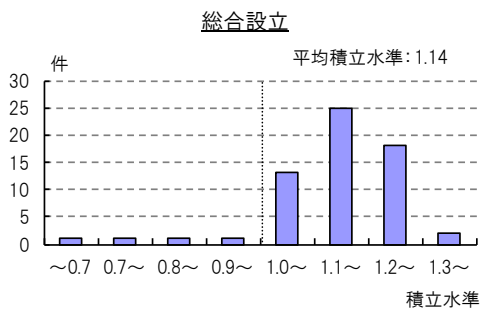
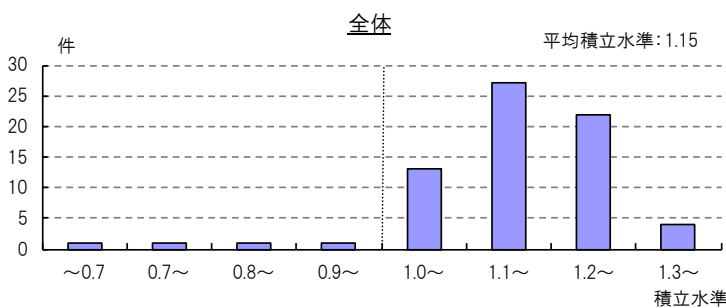
1. 厚年基金の平成25年度(H26.3.末)決算の積立状況等

(1) 継続基準の積立水準(変更計算の要否判定)

継続基準の積立水準 = (数理上資産額 + 許容繰越不足金) ÷ 責任準備金
 ⇒ 1.0未満の場合は責任準備金確保のための変更計算の実施が必要
 ただし、純資産が責任準備金より大きい場合は不要



(参考)最低責任準備金の精緻化後

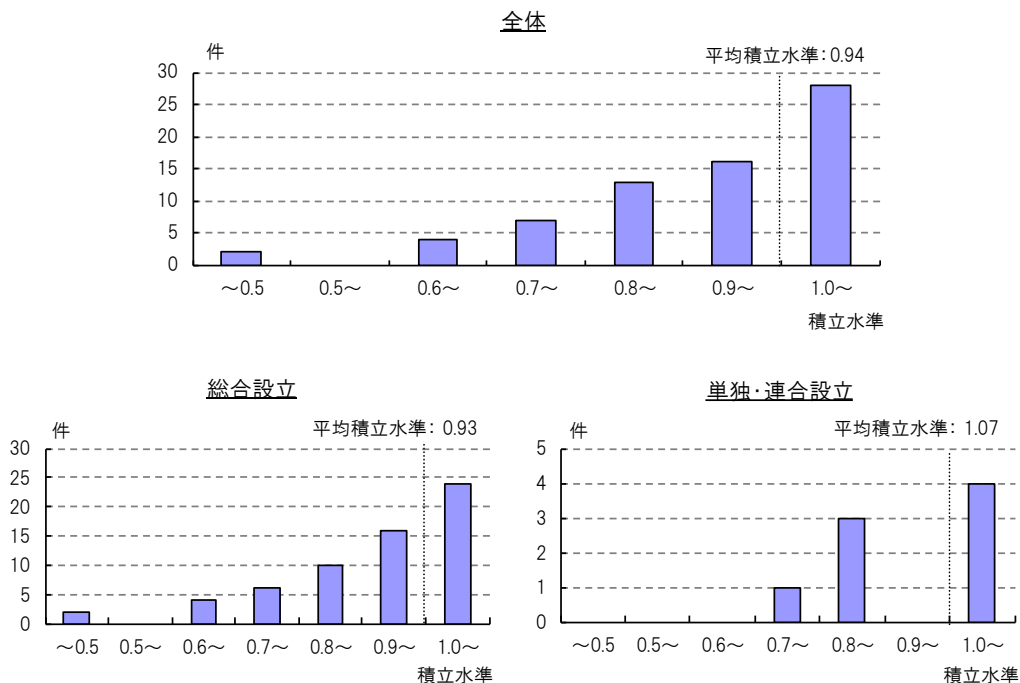


1. 厚年基金の平成25年度(H26.3.末)決算の積立状況等

(2) 非継続基準の積立水準

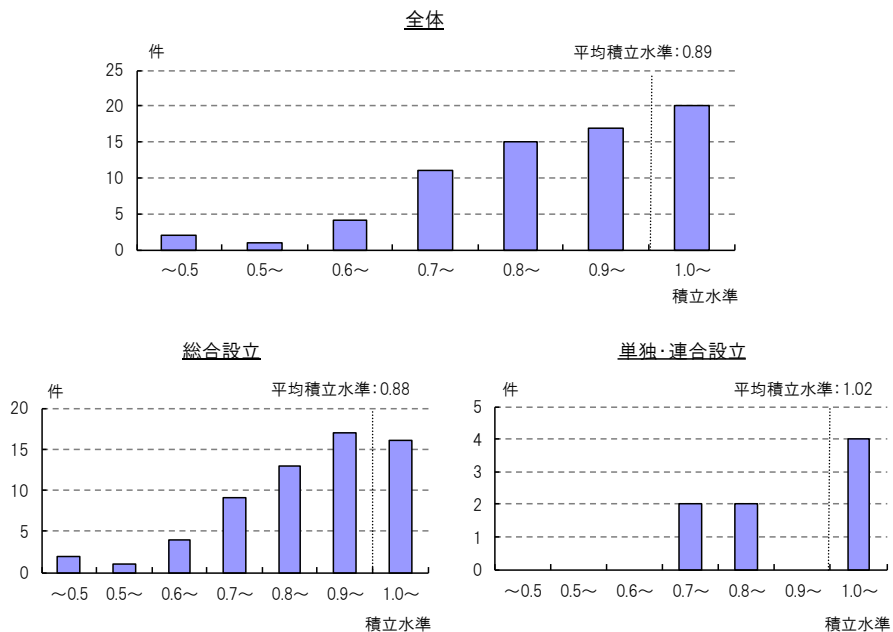
非継続基準の積立水準 = 純資産額 ÷ Max(最低積立基準額 × 0.94、
最低責任準備金 × 1.05)

⇒ 当該積立水準が1.0未満の場合が非継続基準に抵触※



※ 詳細は9頁「ご参考」をご参照

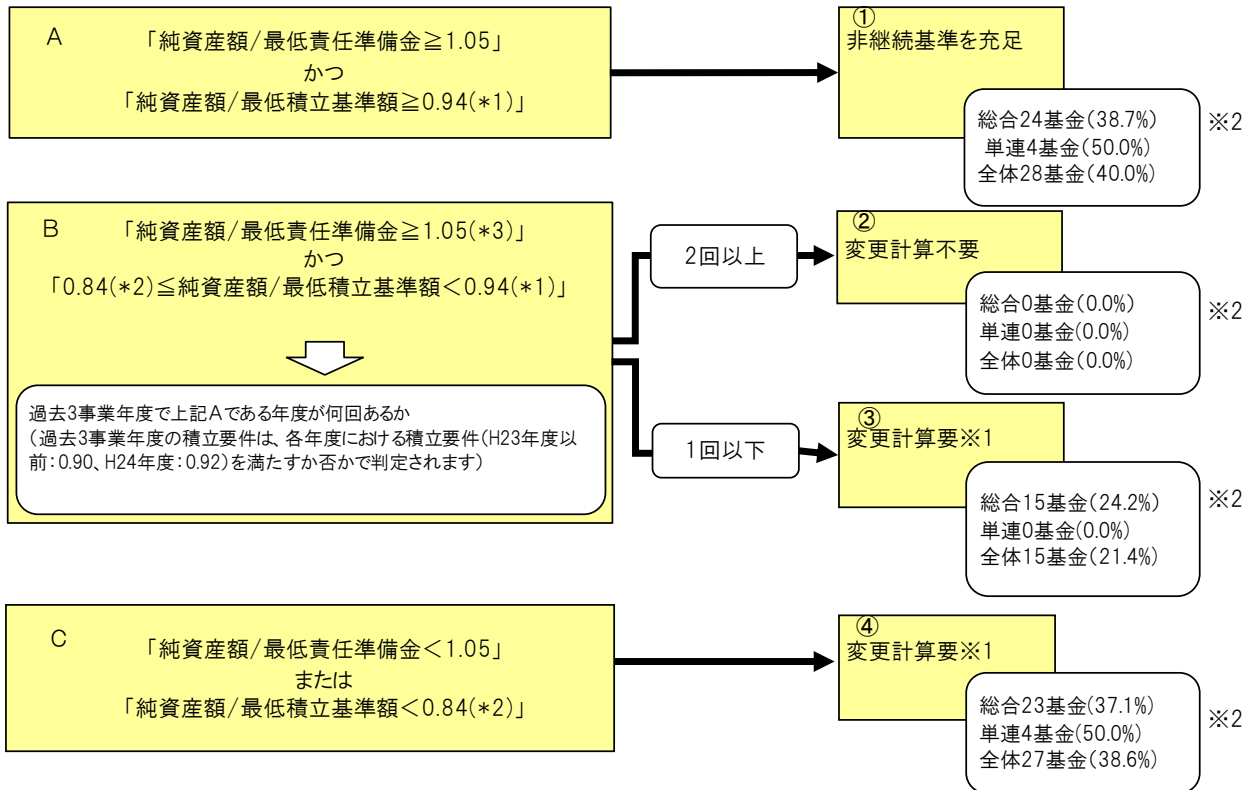
(参考) 最低責任準備金の精緻化後



1. 厚年基金の平成25年度(H26.3.末)決算の積立状況等

ご参考 非継続基準の判定

(財政運営基準第四1(3)カ(ア))



※1 既に回復計画を実施しており、現行回復計画で積立水準が回復する場合は変更計算不要となります。

※2 上段・中断の括弧内は、設立形態ごとの割合を記載しています。

(*1)~(*3) 平成26年度以降の財政検証では、年度に応じて下表の数値に読替え

	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末
(*1)	0.96	0.98	1.00	1.00	1.00
(*2)	0.86	0.88	0.90	0.90	0.90
(*3)	1.10	1.20	1.30	1.40	1.50

1. 厚年基金の平成25年度(H26.3.末)決算の積立状況等

ご参考 存続基準の達成状況

平成31年3月31日以降に厚生年金基金として存続するには、純資産額が以下①②のいずれかを満たす必要あり

- ①最低責任準備金の1.5倍以上
- ②最低積立基準額以上

平成26年3月31日時点で仮に存続基準を適用した場合の結果は以下の通り

	件数		(割合)
	達成	未達成	合計
全体	24 (34.3%)	46 (65.7%)	70 (100.0%)
総合設立	18 (25.7%)	44 (62.9%)	62 (88.6%)
単独・連合設立	6 (8.6%)	2 (2.9%)	8 (11.4%)

(参考)最低責任準備金の精緻化後

	件数		(割合)
	達成	未達成	合計
全体	11 (15.7%)	59 (84.3%)	70 (100.0%)
総合設立	5 (7.1%)	57 (81.4%)	62 (88.6%)
単独・連合設立	6 (8.6%)	2 (2.9%)	8 (11.4%)

3. 代行返上/解散計画を提出している基金の状況(42基金対象)

積立目標の達成見込み

代行返上/解散計画を提出した場合、代行返上/解散予定日時点で積立目標を達成できる見込みか検証を行う

⇒達成できない場合は計画の変更により掛金の見直しが必要

	件数		(割合)
	達成	未達成	合計
全体	36 (85.7%)	6 (14.3%)	42 (100.0%)
総合設立	36 (85.7%)	6 (14.3%)	42 (100.0%)
単独・連合設立	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

積立目標が未達成の6基金は全て計画の前提変更により掛金の見直しは不要



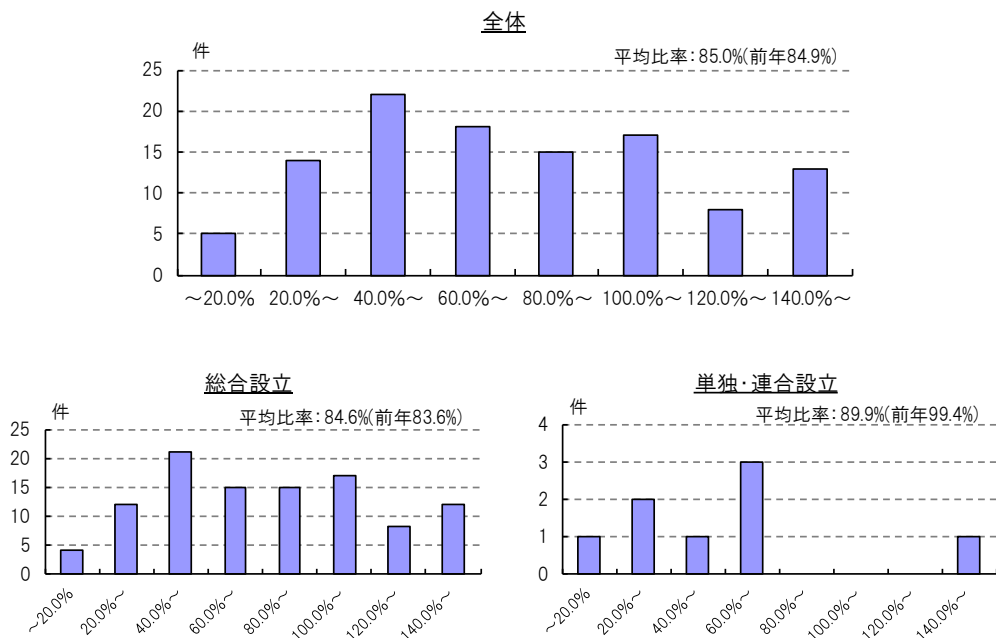
1. 厚年基金の平成25年度(H26.3.末)決算の積立状況等

4. 成熟度に関する指標

※ 112基金(総合型104基金、単独・連合型8基金)の集計

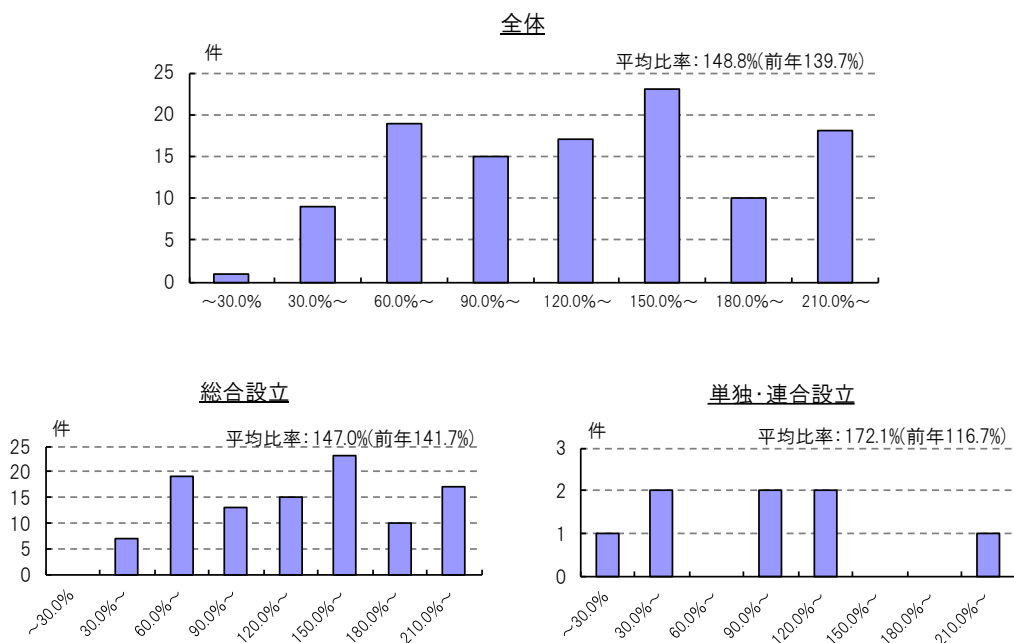
①受給者／加入員

※ 基本部分の受給者(受給待期脱退者を含まない)数／基本部分の加入員数



②給付額／掛金額

※ (給付費+移換金)／掛金額(掛金等収入のうち標準掛金額と特別掛金額)

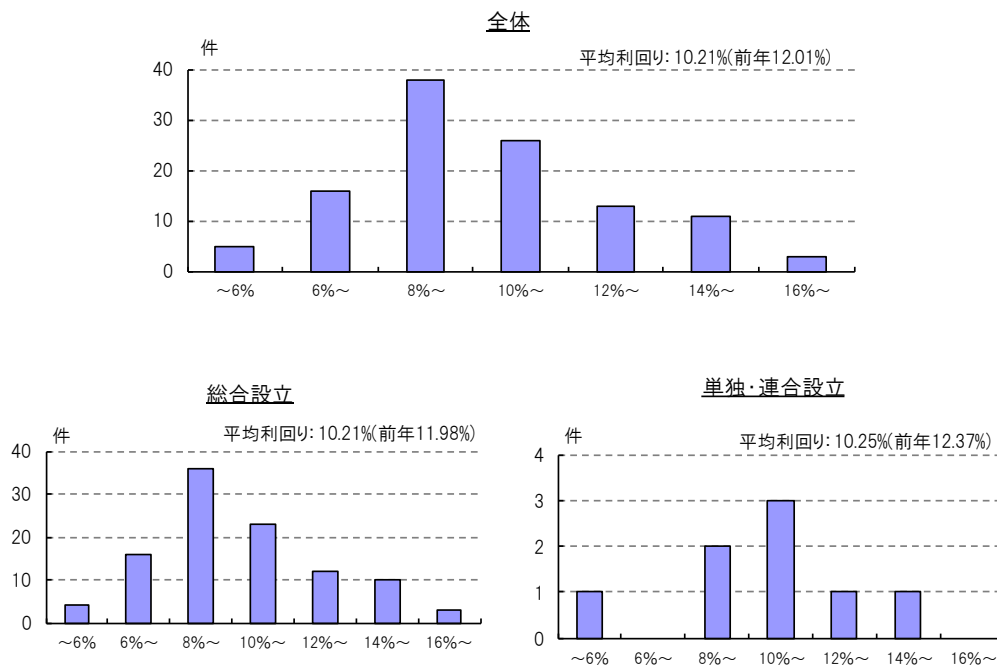


1. 厚年基金の平成25年度(H26.3.末)決算の積立状況等

5. その他の指標

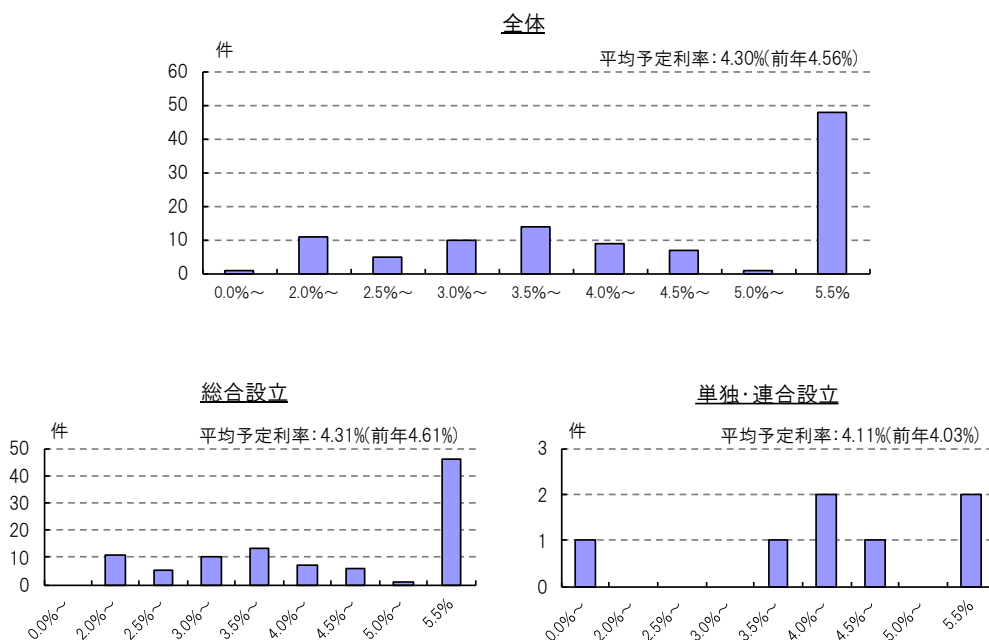
①運用実績(時価ベース利回り)

※ 112基金(総合型104基金、単独・連合型8基金)の集計



②加算部分の予定利率(継続基準)

※ 加算型基金106基金(総合型99基金、単独・連合型7基金)の集計

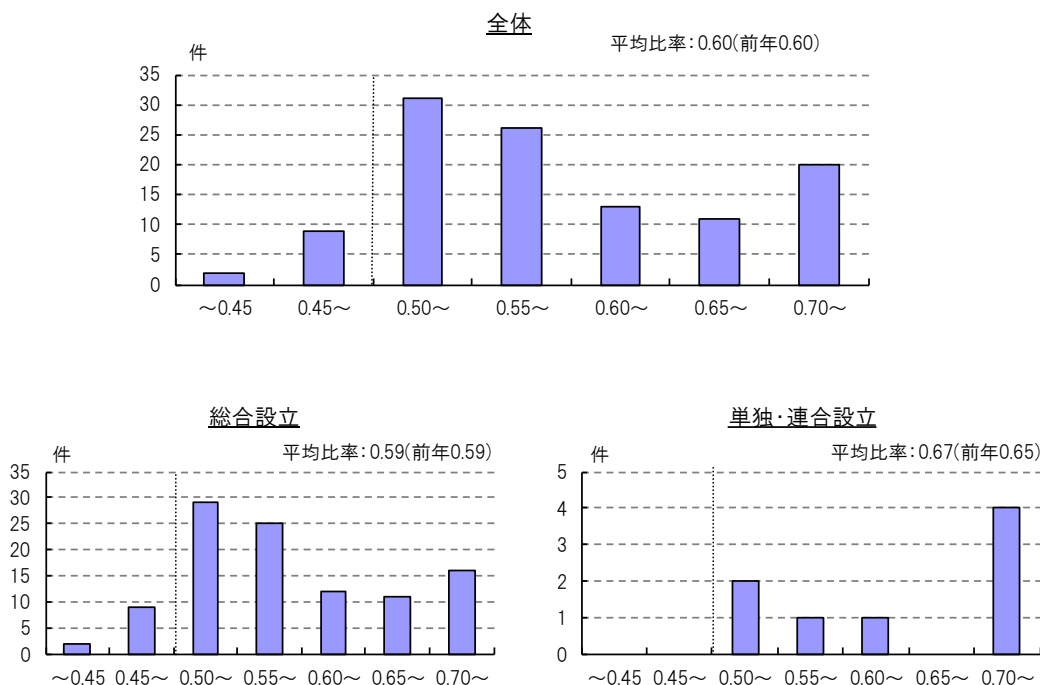


1. 厚年基金の平成25年度(H26.3.末)決算の積立状況等

③最低責任準備金／過去期間代行給付現価

※ 112基金(総合型104基金、単独・連合型8基金)の集計

最低責任準備金が過去期間代行給付現価の1/2を下回った場合、政府が負担金(給付現価負担金)を交付



④資産評価方法

※ 112基金(総合型104基金、単独・連合型8基金)の集計

	件数 (割合)		
	時価評価	数理的評価	合計
総合設立	93 (89.4%)	11 (10.6%)	104 (100.0%)
単独・連合設立	7 (87.5%)	1 (12.5%)	8 (100.0%)
合計	100 (89.3%)	12 (10.7%)	112 (100.0%)

※ 上段・中段の括弧内は設立形態ごとの割合を記載しています。

以上

2.厚生年金基金関連

2-1. 平成25年度の厚年本体利回りは8.22%

- 平成25年度の厚年本体利回りは8.22%(厚生労働省の公表数値)

厚年基金への影響

- 平成25年度財政検証では、精緻化前の最低責任準備金を使用します。
 - ・継続基準で使用する最低責任準備金:精緻化前(期ズレあり)
 - ・継続基準で使用する最低責任準備金調整額:期ズレを解消するために、平成24~25年度の厚年本体利回りを使用します。(→下記①)
 - ・非継続基準で使用する最低責任準備金:精緻化前(期ズレあり)
- 平成25年度財政検証に抵触した場合の変更計算においては、精緻化後の最低責任準備金を使用するのが原則です。
ただし、基金の選択により精緻化前の最低責任準備金を使用することも可能です。(→下記②)
- また、平成30年度末までに解散もしくは代行返上する場合、精緻化前の最低責任準備金を返納することも可能ですが、その場合に用いる付利率は、別途告示されます。(→下記③)
 - ①最低責任準備金調整額の算出に用いる利率(平成25年度分)⇒今回確定
 - ②回復計画上の最低責任準備金(精緻化前)の付利率(平成27年分)⇒今回確定
 - ③期ズレありの最低責任準備金の算出に用いる利率(平成27年分)
⇒未発出(例年12月下旬に告示)

2-1. 平成25年度の厚年本体利回りは8.22%

影響① 最低責任準備金調整額の算出に用いる利率

- 最低責任準備金調整額の算出に用いる厚年本体利回りは、平成24年度は9.57%、平成25年度は8.22%(今回確定)です。

- 最低責任準備金調整額＝当年度末最低責任準備金

$$\times [(1 + \text{前年度の厚年本体利回り})^{(9/12)}]$$

$$\times (1 + \text{当年度の厚年本体利回り}) / 1.0723 - 1]$$

$$= \text{H25年度末最低責任準備金}$$

$$\times [1.0957^{(9/12)} \times 1.0822 / 1.0723 - 1]$$

$$\approx \text{H25年度末最低責任準備金} \times 0.080836$$

影響② 回復計画上の最低責任準備金の付利率

- 回復計画上の最低責任準備金の付利率は「厚生年金本体の財政検証における運用利回り前提」を使用します。
- ただし、平成25年度の財政検証抵触時の変更計算で、精緻化前の最低責任準備金を適用する場合は、上記の付利率に1年9ヶ月の期ズレを反映し、厚年本体利回りの実績が確定している期間については実績を使用します。その場合、平成26年4月～12月は9.57%、平成27年1月～12月は8.22%(今回確定)、平成28年以降は2.57%～4.10%となります。

<最低責任準備金の精緻化後(原則)>

年度(4月～翌年3月)	26	27	28	29	30	31	32～	
厚年本体の財政検証における運用利回り前提(%)	2.57	2.91	3.39	3.65	3.85	4.00	4.10	1年9ヶ月の期ズレ

<最低責任準備金の精緻化前>

年(1月～12月)	26	27	28	29	30	31	32	33	34～
回復計画上の最低責任準備金の付利率(%)	9.57	8.22	2.57	2.91	3.39	3.65	3.85	4.00	4.10

平成26年4月～12月、平成27年1月～12月は、実績を使用

影響③ 期ズレありの最低責任準備金の算出に用いる利率

- 期ズレありの最低責任準備金の平成27年1月～12月に適用される利率は、8.22%に基づき、別途告示される予定です。(例年12月下旬)

2-2. 厚生年金基金解散時の残余財産分配方法について

- 通知改正により、厚生年金基金解散時の残余財産の分配方法について、従来の「最低積立基準額」を基準とする方法以外の方法※1をとることが可能となった
- 手続きとして「あらかじめ年金受給者、受給待期脱退者及び加入員に対して十分な説明を行うこと」を明記

※1 最低積立基準額を基準とする方法以外の方法は具体的に明示されていない。

厚生年金基金解散時の残余財産の分配方法

- 残余財産の分配方法は次に定める方法であること
なお、基金の実情により、これ以外の方法によることとする場合には、あらかじめ年金受給者、受給待期脱退者及び加入員に対して十分な説明を行うこと
 - 1. 「残余財産の額」 \geq 「上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額」の場合
以下①および②を個人毎に分配
 - ①解散日に基金が年金給付の支給に関する義務を負っていた者に係る「上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額」
 - ②「残余財産の額」から「上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額」を控除した額を基金の規約に定める公平かつ合理的な基準により按分した額
 - 2. 「残余財産の額」 $<$ 「上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額」の場合
以下①を個人毎に分配
 - ①「残余財産の額」を解散日に基金が年金給付の支給に関する義務を負っていた者に係る「上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額」で按分した額
- ただし、受給権者の「上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額」および加入員の「本人拠出に基づく給付の現価相当額」は、優先的に分配可能

今回追加

従来から変更なし

2-2. 厚生年金基金解散時の残余財産分配方法について

規約変更の認可申請手続きにおける留意事項

- 「十分な説明」について、方法を特定するものではないが、全ての関係者に当該規約変更を行う理由や影響等も含めて内容が周知されており、基金の中で十分な合意形成が図られていることが必要
- 規約変更の認可申請の際に、分配方法変更の理由及び関係者への説明を行ったことがわかる資料(例えば関係者への案内資料や説明会の開催日程など)の添付が必要
- 残余財産分配方法の変更は給付減額に該当せず、加入員や受給権者からの同意取得は不要(ただし、規約変更に係る代議員会の議決は必要)

ご参考

- 基金分割の際も、年金資産の分割方法については通知「厚生年金基金の分割に伴う資産の分割について」に定める方法を原則とするが、残余財産の分配と同様に、基金内で決定した方法とすることも可能
- 確定給付企業年金における解散時の残余財産分配方法は改正せず

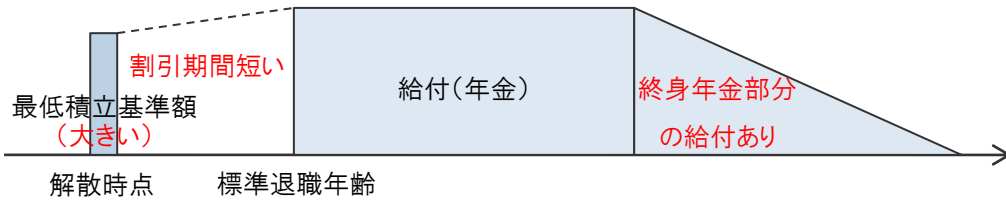
2-2. 厚生年金基金解散時の残余財産分配方法について

残余財産の分配方法変更案の例

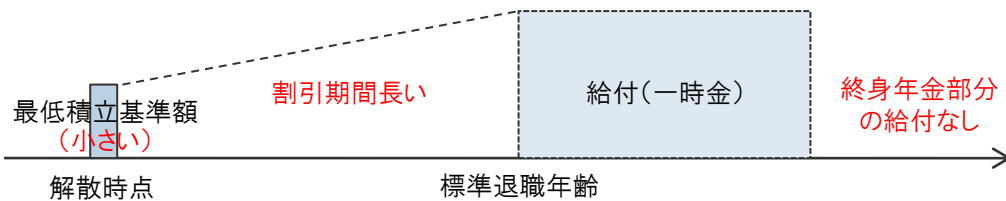
- 最低積立基準額の特性(問題点)
 - ・若年齢者ほど割引期間が長くなるため、最低積立基準額が小さくなる
 - ・加算部分について、年金受給資格者は終身年金部分の給付を有する分、一時金受給資格者に比べて最低積立基準額が大きくなる

<イメージ>

(高年齢の年金受給資格者)

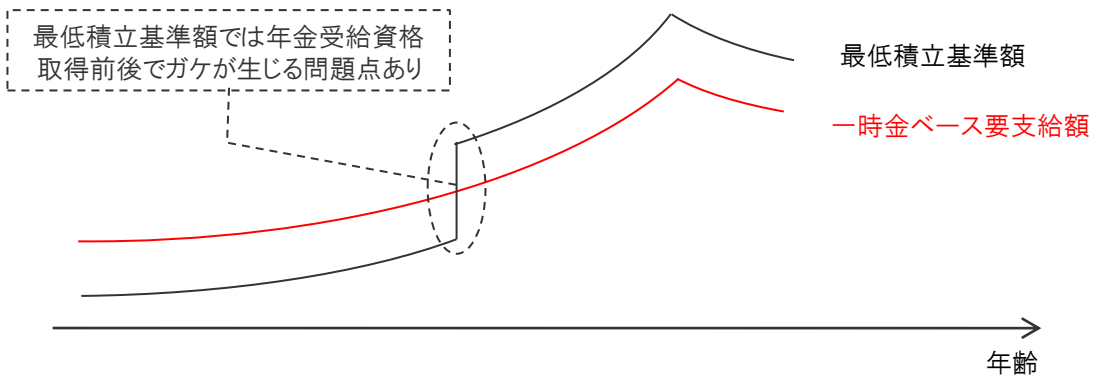


(若年齢の一時金受給資格者)



- 加入員・受給権者のニーズ
 - ・分配額を要支給額カーブに近似させたい

<イメージ>



- 分配方法変更案の例
 - (例1)加算部分の一時金ベース要支給額の比を基準とする
 - (例2)キャッシュバランスプラン制度における仮想個人勘定残高の比を基準とする

2-3. 平成25年度の最低責任準備金 (期ズレなし)の付利率:8.22%(告示改正)

- 厚生労働省告示が改正され、平成25年度における最低責任準備金(期ズレなし)の付利率(=最低責任準備金(期ズレあり)の平成27年1月~12月における付利率)が8.22%とされた

厚年基金への影響

- 今般の告示改正は、厚年基金の代行返上時または解散時に国に返納する最低責任準備金を計算する際の利回りを定めるものです。
- 平成25年度の厚年本体利回りが8.22%に確定※したことを受け、期ズレなしの利回りは平成25年度:8.22%、期ズレありの利回りは平成27年(暦年):8.22%となります。
- 今後はGPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)の四半期毎の運用実績を受けて、各四半期末日から約2ヶ月後を目処に期ズレなしの四半期毎の利回りが告示される予定です。

※ 本資料P.18~19ご参照

2-3. 平成25年度の最低責任準備金 (期ズレなし)の付利率:8.22%(告示改正)

最低責任準備金の算出に用いる利率

- 平成26年度における期ズレありの最低責任準備金の算出に用いる利率は年度換算で9.23%となります。

	厚年本体 利回り	期ズレなしの 最低責任準備金の 算出に用いる利率	期ズレありの 最低責任準備金の 算出に用いる利率		<ご参考> 年度換算
			4月～12月	1月～3月	
平成9年度	4.66%	—	—	—	—
平成10年度	4.15%	—	—	—	—
平成11年度	3.62%	(10月以降)3.62%	(10月以降)4.66%	4.15%	—
平成12年度	3.22%	3.22%	4.15%	3.62%	4.02%
平成13年度	1.99%	1.99%	3.62%	3.22%	3.52%
平成14年度	0.21%	0.21%	3.22%	1.99%	2.91%
平成15年度	4.91%	4.91%	1.99%	0.21%	1.54%
平成16年度	2.73%	2.73%	0.21%	4.91%	1.36%
平成17年度	6.82%	6.82%	4.91%	2.73%	4.36%
平成18年度	3.10%	3.10%	2.73%	6.82%	3.74%
平成19年度	-3.54%	-3.54%	6.82%	3.10%	5.88%
平成20年度	-6.83%	-6.83%	3.10%	-3.54%	1.40%
平成21年度	7.54%	7.54%	-3.54%	-6.83%	-4.37%
平成22年度	-0.26%	-0.26%	-6.83%	7.54%	-3.43%
平成23年度	2.17%	2.17%	7.54%	-0.26%	5.53%
平成24年度	9.57%	9.57%	-0.26%	2.17%	0.34%
平成25年度	8.22%	8.22%	2.17%	9.57%	3.97%
平成26年度	—	—	9.57%	8.22%	9.23%
平成27年度	—	—	8.22%	—	—



今回確定分

2-4. 平成26年4月～6月の最低責任準備金 (期ズレなし)付利率:年7.27%(告示改正)

- 最低責任準備金(期ズレなし)の平成26年4月～6月における利回りが7.27%(年率)とされた

最低責任準備金の算出に用いる利率

	厚年本体 利回り	期ズレなしの 最低責任準備金の 算出に用いる利率				期ズレありの 最低責任準備金の 算出に用いる利率		<ご参考> 年度換算
		4月～6月	6月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～12月	1月～3月	
平成9年度	4.66%	—				—	—	—
平成10年度	4.15%	—				—	—	—
平成11年度	3.62%	(10月以降)3.62%				(10月以降)4.66%	4.15%	—
平成12年度	3.22%	3.22%				4.15%	3.62%	4.02%
平成13年度	1.99%	1.99%				3.62%	3.22%	3.52%
平成14年度	0.21%	0.21%				3.22%	1.99%	2.91%
平成15年度	4.91%	4.91%				1.99%	0.21%	1.54%
平成16年度	2.73%	2.73%				0.21%	4.91%	1.36%
平成17年度	6.82%	6.82%				4.91%	2.73%	4.36%
平成18年度	3.10%	3.10%				2.73%	6.82%	3.74%
平成19年度	-3.54%	-3.54%				6.82%	3.10%	5.88%
平成20年度	-6.83%	-6.83%				3.10%	-3.54%	1.40%
平成21年度	7.54%	7.54%				-3.54%	-6.83%	-4.37%
平成22年度	-0.26%	-0.26%				-6.83%	7.54%	-3.43%
平成23年度	2.17%	2.17%				7.54%	-0.26%	5.53%
平成24年度	9.57%	9.57%				-0.26%	2.17%	0.34%
平成25年度	8.22%	8.22%				2.17%	9.57%	3.97%
平成26年度	—	7.27%	—	—	—	9.57%	8.22%	9.23%
平成27年度	—	—				8.22%	—	—



今回確定分

3.退職給付会計関連

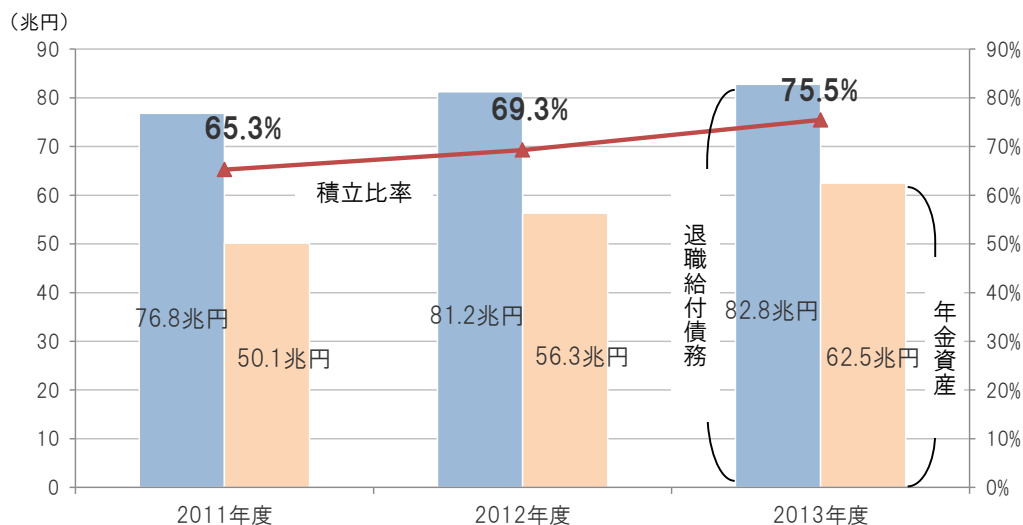
3-1. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果 (2013年度)

- 積立比率は75.5%と前年度比6.2ポイント上昇
- 退職給付費用は前年度比10.3%減少
- 未認識項目※1のBS即時認識により、自己資本は0.9%減少

※1「未認識数理計算上の差異」「未認識過去勤務費用」「会計基準変更時差異の未処理額」の合計(以下同じ)
データ出所: 日本経済新聞デジタルメディア社のデータベース(日経NEEDSデータ)より弊社作成(以下同じ)

積立比率

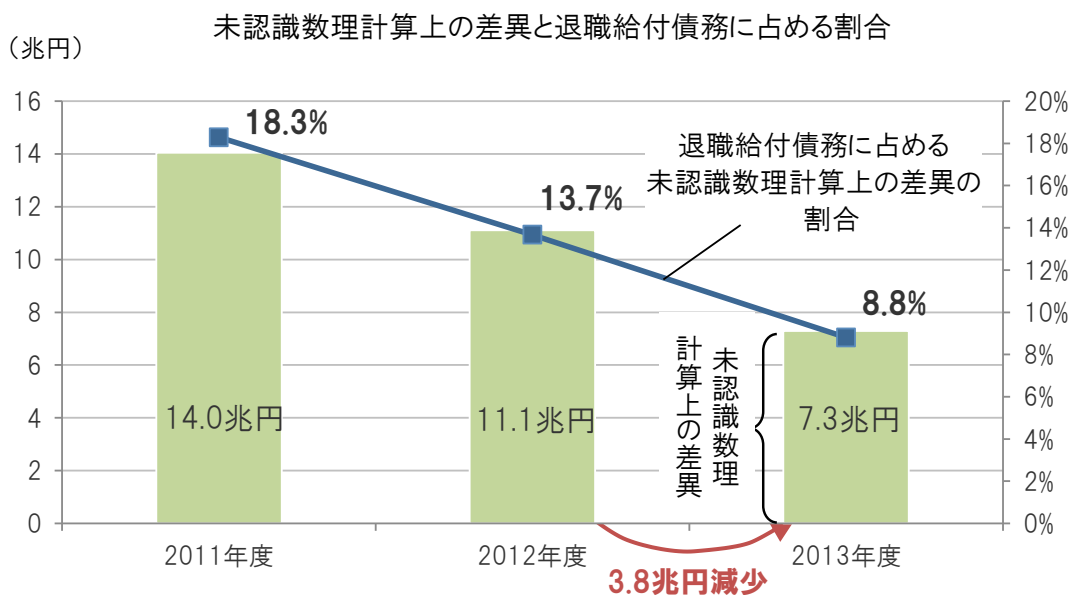
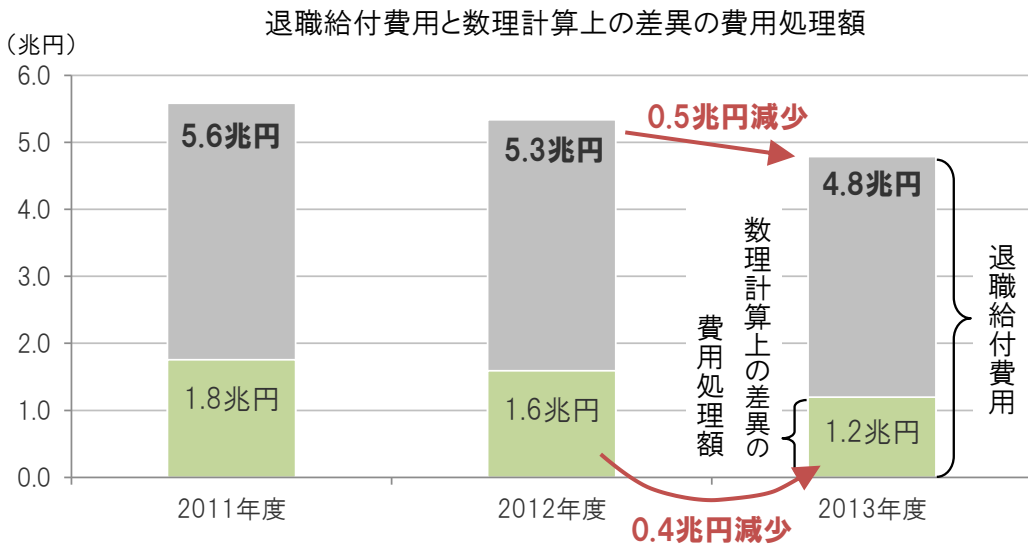
- 積立比率(年金資産/退職給付債務)は75.5%となり、前年度(69.3%)比6.2ポイント上昇しました。退職給付債務が前年度比1.9%の増加にとどまったのに対し、年金資産が同11.0%の大幅増となったためと考えられます。



3-1. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果 (2013年度)

退職給付費用

- 退職給付費用は前年度比10.3%(0.5兆円)減少しました。
- 運用パフォーマンスの好調で未認識数理計算上の差異(負債の増加)が減少し、数理計算上の差異の費用処理額(費用の増加)が減少したためです。
(未認識数理計算上の差異は前年度比3.8兆円、数理計算上の差異の費用処理額は同0.4兆円減少)



3-1. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果 (2013年度)

未認識項目のBS即時認識

— 2014年3月連結決算のみ※2 —

- 退職給付会計基準改正(未認識項目のBS即時認識)の結果、自己資本は平均で0.9%(1,287百万円/社)減少しました。
- 企業別では、73%の企業で自己資本が減少し、平均1.5%(2,150百万円/社)減少しました。これに対し、27%の企業では自己資本が増加し、平均0.7%(1,039百万円/社)増加しました。

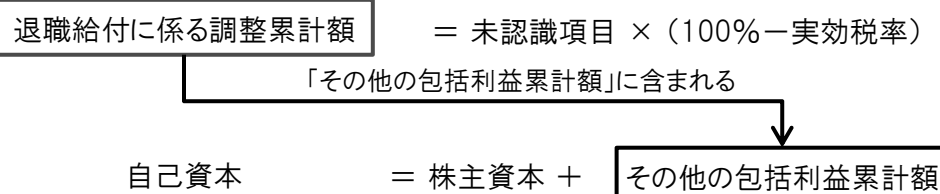
	企業数		1社あたり増減額平均 ^{※3}	
自己資本が減少した企業	1,118社	73%	▲2,150百万円	▲1.5%
自己資本が増加した企業	415社	27%	+1,039百万円	+0.7%
全体	1,533社	100%	▲1,287百万円	▲0.9%

※2 未認識項目のBS即時認識は、2013年4月1日以後開始する事業年度の年度末から連結決算についてのみ適用開始されたため、上記数値は2014年3月連結決算かつ退職給付に係る調整累計額の開示がある1,533社について集計した(2013年度の上場企業2,913社中、2014年3月連結決算は1,952社)。

※3 未認識項目は「退職給付に係る調整累計額」として自己資本に反映される(税効果考慮後)。上記の自己資本増減額は「退職給付に係る調整累計額」を集計したものであり、未認識項目の即時認識以外の要因による自己資本の増減は含んでいない。(【補足】ご参照)

【補足】(連結決算のみ)

- 改正退職給付会計基準では、未認識項目は税効果を考慮のうえ、「退職給付に係る調整累計額」として「その他の包括利益累計額」に計上されます。
- 自己資本は、株主資本と「その他の包括利益累計額」の合計であるため、未認識項目の増減によって直接影響を受けることとなりました。



3-2. 修正国際基準の公開草案を公表へ

- 企業会計基準委員会は「修正国際基準」の公開草案を決定
- IFRSを修正した箇所は①「のれん」の償却の実施、②リサイクリングを行う、の2点。

～以下、メールマガジン「修正国際基準の公開草案を公表へ」転載～

7月24日の日本経済新聞朝刊(17面投資情報)に報じられた通り、7月24日開催の企業会計基準委員会において「修正国際基準」の公開草案について議決が行われ、来週にも公開草案が公表される運びとなりました。(その後7月31日に公表)

会計基準委員会に先立ち、7月18日に開催された「IFRSのエンドースメントに関する作業部会(以下、作業部会)」で公開草案の最終案が審議されましたが、その時点ではまだ新基準の名称欄は空欄でした。最終審議の段階まで名称が未定であった新基準の名称は、「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」という、実に長い名前がつけられることになりました。

当メルマガでも修正国際基準の策定作業の経緯等は、折に触れて報告してきましたが、公開草案は昨年8月の第1回作業部会以降、7月18日の会議まで17回の会議を経て決定されました。結局、純粋なIFRSを修正した箇所は、①IFRSでは非償却である“のれん”の償却を実施する、②IFRSではリサイクリングが行われない持合株式等の売却益及び確定給付負債の再測定についてリサイクリングを行う、という2つです。この2つについては、かねてより日本がIFRSに対してかくあるべきと意見発信しているものですが、削除・修正を通じて意見発信をするという修正国際基準の作成意図の1つが貫かれた結果と言えます。

ただ、新聞紙上では4つの基準(国内基準、米国基準、IFRS、修正国際基準)が並立すれば、投資家の混乱を招く可能性があると言及しています。特に、今回修正を施したのれんの償却費や退職給付の費用は企業の業績数値に与える影響が少なくないと考えられ、その懸念は的を射ていると思われる。退職給付に関して言えば、我が国で退職給付会計が導入されて以降10数年で、数理計算上の差異の費用処理額の状況が退職給付費用の変動の大きな要因になることを経験してきました。それを損益計算書に反映するか否か、あるいは処理年数をどうするか(日本基準の処理年数は従業員の平均残存勤務年数以内の一定期間、修正国際基準は平均残存勤務年数)は大きな差になると考えられます。また、制度変更を実施した場合に発生する過去勤務費用は、修正国際基準はIFRSと同様に発生時点で即時に勤務費用として処理するのに対し、日本基準ではその後の一定期間で遅延認識します。これも業績数値に大きな差異をもたらす要因となります。修正国際基準を採用する企業は、こうした差異について投資家に十分説明することが求められます。

3-2. 修正国際基準の公開草案を公表へ

修正国際基準の概要比較

	修正国際基準	IFRS	日本基準	米国基準
退職給付費用	勤務費用＋純利息＋再測定の費用処理額(OClに計上された再測定の遅延認識による処理額＝リサイクリング) 期待運用収益はなし	勤務費用＋純利息 期待運用収益はなし	勤務費用＋利息費用－期待運用収益 ＋数理計算上の差異・過去勤務費用の費用処理額(OClに計上された残高の遅延認識による処理額＝リサイクリング)	同左(ただし、コリダールールあり)
過去勤務費用	発生した期に勤務費用として全額計上	同左	OClに計上し、損益計算書に遅延認識(リサイクリング)	同左
退職給付債務算出に関する重要性基準	なし	なし	あり(変動が10%以内に収まる場合は割引率変更の必要なし)	なし
コリダールール	なし	なし	なし	数理計算上の差異の残高がPB0、年金資産いずれか大きい方の10%以内の場合は償却の必要なし

(注1) 純利息＝(退職給付債務－年金資産)×割引率

(注2) 再測定は、勤務費用、純利息、掛金、給付によらない退職給付負債(退職給付債務－年金資産)の増減
日本基準における数理計算上の差異との違いは、資産で発生する数理計算上の差異が実際のパフォーマンスと年金資産×期待運用収益率の差額であるのに対し再測定(資産サイドで発生する分)は、実際のパフォーマンスと年金資産×割引率の差額である点(退職給付債務で発生する分は同じ)

(注3) 数理計算上の差異及び再測定、過去勤務費用の処理年数は修正国際基準では平均残存勤務年数、日本基準は平均残存勤務年数以内の一定期間

3-3. ASBJが修正国際基準の公開草案を公表

- ASBJ(企業会計基準委員会)が修正国際基準の公開草案を公表

～以下、メールマガジン「ASBJが修正国際基準の公開草案を公表」転載～

7月31日、ASBJ(企業会計基準委員会)は修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準:英語では“Japan’s Modified International Standards(JMIS)”)の公開草案を公表しました。

公表案に関して「エンドースメントの意義」や「削除・修正の判断基準」など基準全般に関する質問の他、実際に修正した「のれんの会計処理」「その他の包括利益の処理」への賛否など8項目の質問が付されています。なお、コメントの締切りは10月31日(金)となっています。

3-4. 年金資産拡大の背景

- 株高で年金資産が拡大し、企業会計上の積立状況は好転
- 退職給付信託で保有する株式の時価上昇も一因と推測されるが、退職給付信託は今後の対応も検討課題

～以下、メールマガジン「年金資産拡大の背景」転載～

7月31日の日本経済新聞の夕刊1面に、「企業の年金資産 膨らむ」という記事が掲載されていました。株高で年金資産が拡大した状況を伝える記事です。弊社では、2013年度の退職給付の状況を集計し、8月中旬にも結果をご案内する予定ですが、確かに年金資産が拡大し、退職給付に関する積立状況は好転したと思われます。

記事では、同時に資産を株式に厚めに配分している企業ほど資産拡大が目立つと指摘しており、集計した300社のうち6社に1社は年金資産の5割以上が株式であったと報じています。確かに、昨年の市場環境であれば、株式への配分比率が高いほどパフォーマンスが好調であったはずですが。

もともと、通常の年金資産運用では、運用の基本方針に基づいて政策アセットミックスを策定し、時価上昇によって運用資産構成がこの構成比から乖離した場合、政策アセットミックスに近づけるよう調整(リバランス)するという行動をとるはずですが。会計上の期待運用収益率が2%を下回っているような現状において、政策アセットミックスで株式の比率を5割としている会社(基金)が、6社に1社もあるとは思えませんので、株式の構成比率が高いままであるのは、時価が上昇しても売却できない株式が年金資産に含まれているという状況が想定されます。言うまでもなく、持合株式を拠出した退職給付信託です。

持合株式を拠出する退職給付信託は、退職給付会計導入当時に基準変更に伴い発生する積立不足を解消する手段として積極的に利用されました。その後の株式市場の低迷で数理計算上の差異が発生し、逆に退職給付費用の増加を通じて企業業績の足を引っ張る要因にもなり、足許は再び、企業にプラスの影響を与えているわけです。

保有している株式の時価が変動するという意味では、年金資産として保有していても、政策投資の株式として保有していても企業にとっての経済的な影響は同じです。ただ、制度運営において重要な要素である資産運用に関して言えば、どのような資産をどのように運用するかは大きな差異があります。退職給付信託で保有する株式が多いと、本来の年金資産(確定給付企業年金及び厚生年金基金の年金資産)で意図した運用が会計上示される年金資産の運用状況に反映されず、ステークホルダーに正確に伝わらない懸念があります。

3-4. 年金資産拡大の背景

退職給付信託に関しては、過去から時価変動によって大きな影響を受けてきましたが、一方で持合関係を継続したい、あるいは売却すると税負担が発生する(注)などで、売却に踏み切れないケースが多いようです。さらに、今回の開示で、こうした新たな問題点も浮上してきていると言えます。

(注)退職給付信託の保有株式を抛出すると、会計上は抛出時の時価と取得価格(簿価)の差を設定損益として計上します。ただ、この時点では実際に売却が行われたわけではないため、税務上は会社保有のままとされ、実際に売却された時点で課税されます。

4. その他のトピックス

4-1. 社会保障審議会企業年金部会の討議状況(第6回)

- ・ 今後検討すべき企業年金制度の課題や論点について、関係団体(信託協会、全国銀行協会、日本証券業協会、生命保険協会)へのヒアリングを実施

～以下、メールマガジン「第6回社会保障審議会企業年金部会の開催について」転載～

7月4日、第6回社会保障審議会企業年金部会が開催されました。

今回の部会は、前回(6月30日開催)に引き続き、今後検討すべき企業年金制度の課題や論点について、関係団体(信託協会、全国銀行協会、日本証券業協会、生命保険協会)へのヒアリングが実施されました。

既存の企業年金制度を改善する案としては、次のような提言が出されました。

- ・ 一定事由に限定した掛金の事業主返還(DB制度)
- ・ マッチング拠出の上限撤廃(DC制度)
- ・ 個人商品の選び方を提案する「投資アドバイス」の導入(DC制度)
- ・ 規約申請手続きの簡素化(DB制度・DC制度とも)

また、新たな制度等の案としては、次のような提言が出されました。

- ・ 年金給付特定口座(あらゆる退職給付制度間のポータビリティを可能とする口座)の創設
- ・ 一時金給付を目的とした外部積立制度(倒産隔離機能)の活用

4-2. 社会保障審議会企業年金部会の討議状況(第7回)

- ・ 関係団体へのヒアリング結果を整理し、今後議論する課題を抽出

～以下、メールマガジン「第7回社会保障審議会企業年金部会の開催について」転載～

7月25日(金)に第7回社会保障審議会企業年金部会が開催されました。

今回の部会は、第5回(6月30日)、第6回(7月4日)に行われた関係団体へのヒアリング結果を整理し、今後の議論のテーマとなる課題案を決めることでした。厚労省案に対し大筋了承されました。

内容は、多岐にわたりますが、(1)企業年金等の普及拡大(2)ニーズの多様化への対応(3)ガバナンスの確保(4)その他(現行制度の改善、公的年金制度や税制等との関係)を目的に下記のような課題案(抜粋)が挙げられました。

- ・ 制度間移行に係る手続きのあり方やポータビリティの向上等
- ・ 中小企業が企業年金を実施・継続する際の負担を軽減するための新たな仕組み
- ・ DB・DC双方の特長を併せ持つ制度設計のあり方
(諸外国の事例や企業年金関係団体からの提言も踏まえて検討)
- ・ 労使の関与・監視のあり方及び関係者の役割と責任のあり方
- ・ 個人単位で加入する仕組みの位置付けや個人型DCの適用範囲のあり方
- ・ 積立不足を速やかに解消できるなど制度のリスク等に応じた弾力的な運営ルールのあり方
- ・ 投資教育のあり方
- ・ 老後の所得確保のための制度としての企業年金等の位置付け及びこれに対応した税制のあり方
- ・ その他、申請諸手続きの簡素化、マッチング拠出の取扱い など

委員からは、「年金と一時金のどちらを重視するか」、「公的年金と合わせどのくらいのシェアを目指すか」「中小企業の年金の改善を優先すべき」「DB、DCを合わせた設計の具体案があると検討しやすい」などの意見が表明されました。

7月26日(土)付日本経済新聞(3面)に「企業年金に新制度」が報じられています。これは、前日に行われた企業年金部会で課題として了承された「DB・DC双方の特長を持つ制度」として、労使共同で運用する制度などを紹介しているものです。

英国でも、5月に2014年年金法が成立し、一定の要件を満たす企業年金の加入者には、公的年金2階部分への加入を除外する適用除外制度の廃止が決定し、企業年金の継続・強化のため年金制度改革法案が議会に提出されています。これには、DB、DC制度の中間の制度としてリスクシェア制度(Shared risk scheme)を新設することやオランダをモデルとした集団運用型のコレクティブ(DC)制度の導入を提案しています。

今後、年末に向けて、月1～2回、部会を開催し、大枠を固め、可能なものから来年度の税制改正要望や通常国会への法案提出を行うと予想されます。今後も当部会の動向を注視してまいります。

4-3. 社会保障審議会企業年金部会の討議状況(第8回)

- ・「柔軟で弾力的な給付設計」および「中小企業向けの取組」について議論された

～以下、メールマガジン「第8回社会保障審議会企業年金部会の開催について」転載～

9月11日、第8回社会保障審議会企業年金部会が開催されました。今回の部会では、前回の部会までに挙げられた課題のうち、法改正・税制が絡む優先課題として「柔軟で弾力的な給付設計」および「中小企業向けの取組」について議論がなされました。

<柔軟で弾力的な給付設計について>

労使の間でのリスクを分け合う制度設計として、諸外国での導入・検討事例およびこれまでの部会で関係団体から出された提言をもとに以下のような案が提示されました。

- ①労使の判断のもと、あらかじめ約束した給付に、積立状況に応じた柔軟性をもつ給付を組み合わせる(積立水準の状況を一定程度給付にも反映させる)制度設計
(参考事例:オランダ、カナダ、英国で導入あるいは検討されている仕組み)
- ②労使の判断のもと、資産を集団で運用する(最低保証の仕組みも付加する)制度設計
(参考事例:企業年金連絡協議会が提言している(元本保証付)協働運用型DC)

<中小企業向けの取組について>

中小企業の企業年金実施割合が低下しているなか、制度導入コストや手続きにかかる負荷を下げることを狙い、以下のような案が提示されました。

- ①DCの投資教育についての共同実施(企業年金連合会等への委託案)
- ②拠出額を低額に固定し、商品数も固定する等、パッケージ化された簡易型DCの創設
- ③個人型DCの従業員掛金に、事業主が追加で掛金拠出できるようにする仕組みの創設

<委員の意見>

柔軟で弾力的な給付設計の議論の中では、DBとDCの中間的な制度を創設した場合の解りづらさ(複雑さ)や、集団運用における労使の責任の所在が曖昧なものになること(ガバナンスの問題)を懸念する意見がある一方で、制度設計の選択肢は多い方がよいという意見も出ました。また、中小企業向けの取組にかかる議論の中では、制度導入コストやハードルを下げた簡易な給付設計が、従業員の老後の所得保障の観点で給付水準として役割を果たしうるものなのか考えるべきという意見がありました。

4-4. 社会保障審議会企業年金部会の討議状況(第9回)

- ・「一般企業向けの取組」として、DB・DCの掛金拠出時と給付時の仕組みのあり方にかかる全体的な見直しについて厚生労働省より案が示された

～以下、メールマガジン「第9回社会保障審議会企業年金部会の開催について」転載～

9月30日、第9回社会保障審議会企業年金部会が開催されました。

今回の部会では、今年7月までの部会で挙げられた課題のうち、法改正・税制が絡む優先課題として「一般企業向けの取組」がテーマとなりました。

具体的には、企業年金を取り巻く環境の変化を踏まえ、DB・DC相互に歩調を合わせた見直しの時期が来ているとの考え方のもと、『掛金拠出時と給付時の仕組みのあり方にかかる全体的な見直し』について厚生労働省よりいくつかの提案がなされました。基本的な考え方は『DB・DC制度間のイコールフットイング(条件の同一化)』で、おおまかな方向性としては、DBにとっては規制強化、DCにとっては規制緩和となります。

I. 拠出時の仕組みのあり方について

DBの財政上の安定的運営やDCの制度設計にかかる労使のニーズに柔軟に対応すること、公的年金の給付調整を補う形で私的年金での対応への支援が指摘されていることを踏まえ、以下のような提案がなされました。

【DBの安定的な運営のための掛金拠出のあり方について】

- ・企業の恣意的な掛金拠出とまらない範囲で、制度の安定的な運営を行えるような柔軟な掛金拠出(例:積立不足に対する一括拠出)を可能とする仕組みの創設

【DB・DCの拠出限度額のあり方について】

(1)DB・DC制度の拠出限度額のイコールフットイング

- ・DB・DCの両方を合算した拠出限度額水準の設定(DB・DCの割合を柔軟に設計)

(2)拠出限度額の設定方法

- ・拠出期間の単位を「年単位(年1回以上定期的に拠出)」で統一(DCについて「月単位」から「年単位」へ変更)
- ・DCの拠出限度額を「定額」ではなく「給与(例:標準報酬)に対する一定割合(率)」として決定

(3)拠出限度額的水準

- ・現在の企業の退職給付水準を勘案して設定

4-4. 社会保障審議会企業年金部会の討議状況(第9回)

【老後の生活資金確保の観点からみた将来の拠出のあり方について】

- ・企業年金の拠出限度額について、公的年金の給付水準調整等を一定程度勘案した改訂ルール(例:公的年金の給付水準が下がった場合は、拠出限度額は引上げ)を検討

II. 給付時の仕組みのあり方について

従業員の退職への柔軟な対応に配慮しつつ、公的年金を補完する役割をどのように果たすかという視点から、以下のような提案がなされました。

【支給開始年齢と支給開始年齢到達前の中途引き出しのあり方について】

- ・公的年金支給までの繋ぎ年金としての役割を考慮して、DB・DC共に、支給開始年齢を60歳以上とする
- ・DB・DC共に、支給開始年齢に到達するまでの間は、原則として中途引き出しを認めない(ただし、一時金需要に柔軟に対応すべく、減額(あるいは課税強化)を条件に中途引き出しを認める)
- ・DCの加入期間に応じた支給開始年齢を廃止し、DBと同様に任意設定を可能に

【加入可能年齢のあり方について】

- ・DB・DCの加入可能年齢を一律70歳までとする

【年金受給を促すための措置について】

- ・DBにおいて、年金と一時金の給付設計に差を設ける(年金の優位性を高める)
- ・DCにおいて、支給時に受給権者が一時金選択の意思表示を行わなかった場合には、あらかじめ設定された特定の年金商品を選択したものとみなす(所謂デフォルト選択商品とする)

<委員の意見(抜粋)>

【拠出のあり方にかかる提案について】

- ・DB・DC一体で拠出限度額を考えることは賛成だが、限度額水準は、様々なモデルを考慮して設定すべき
- ・DCの拠出限度額について、若年時に限度額に達していない部分を将来期間に繰り越すことができるようにすることも検討すべき
- ・拠出限度額水準次第ではあるが、DBでの拠出制約が生じることになって、結果的に使い勝手が悪い制度となることは避けるべき

【給付のあり方にかかる提案について】

- ・DBへの規制(制約)が強まることは避けるべき(特に中途引き出しが原則不可になる点には反対)
- ・DCの給付設計を緩和することを前向きに検討すべき
- ・年金で取得するか一時金で取得するかのニーズは個々人により異なるので、年金商品をデフォルト選択とすることについては慎重に議論すべき
- ・支給方法の選択制は担保しつつ、年金選択へ誘導する何らかの措置を講じることは必要

<今後の企業年金部会について>

次回の部会においても、今回のテーマについて引き続き議論される予定です。

4-5. 社会保障審議会年金部会で公的年金の議論を開始

- 公的年金に関し、今後取り組むべき課題を整理
- 年内を目途に結論をまとめ、早ければ来年度通常国会への提出をめざす

～以下、メールマガジン「社会保障審議会年金部会で公的年金の議論を開始」転載～

8月20日(水)に社会保障審議会年金部会が開催され、公的年金の議論が開始されました。

今回の部会は、今後取り組むべき公的年金の課題を整理し、進め方を検討することが目的でした。合わせて、公的年金、企業年金を全体として議論するため、並行して検討を行っている企業年金部会での検討課題の報告(本資料P.37ご参照)が行われました。

平成26年財政検証結果を踏まえた公的年金の今後の検討課題として、具体的には次の5項目が取り上げられました。

- ・短時間労働者への社会保険の適用拡大
- ・第3号被保険者制度・遺族年金制度の見直し
- ・第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除
- ・高齢期の就労と年金受給の在り方、在職高齢年金の見直し
- ・マクロ経済スライドの在り方

今後、上記課題とGPIFのガバナンス体制の検討課題について、月2回程度議論し、年内を目途に結論をまとめ、早ければ来年度通常国会への提出を目指すこととしています。項目によってはそれ以降も継続して検討されると思われます。

今回特徴的なのは、必要により企業年金部会との合同会議を行うというものです。合同会議は、公的年金と企業年金を連携する仕組みを入れるなどの議論が必要になった時に行われるようです。企業年金部会も全体的な見直しとして、9月から月1～2回程度開催され、年内を目途に大枠を固める予定です。

委員からは、公的年金について短時間労働者の適用拡大を推進する意見が多くありました。また、企業年金についてはより多くの人に参加できる設計を求めるといった意見が複数ありました。企業年金の役割については、老後所得保障の2本柱の1つであるという意見や、企業年金はあくまで公的年金の補完であり、代替ではないという意見とに分かれていました。一部には、企業年金に、(強制に近い)自動加入の制度導入を求める意見もありました。

今後年末に向けて、年金制度の議論が活発になると考えられます。

4-6. 第24回社会保障審議会年金部会の開催について

- ・ 公的年金制度の検討課題のうち、「短時間労働者への被用者保険の適用拡大」について議論された

～以下、メールマガジン「第24回社会保障審議会年金部会の開催について」転載～

9月18日、第24回社会保障審議会年金部会が開催されました。

今回の部会では、平成26年財政検証結果、オプション試算結果を踏まえて整理された公的年金制度の検討課題(本資料P.41ご参照)のうち、「短時間労働者への被用者保険の適用拡大」について議論がなされました。

短時間労働者への被用者保険の適用拡大については、年金機能強化法(平成24年8月成立)において平成28年10月に施行されることが決まっており、週当たり労働時間や月額賃金等の適用拡大の5つの要件(下記ご参照)が規定されています。

平成26年オプション試算では、被用者保険の更なる適用拡大により所得代替率の改善が見込まれることがシミュレーション結果として確認され、本日の部会ではその結果を踏まえて、適用拡大の各要件に対する考え方について、委員から意見が交わされました。

主な意見は以下のとおりです。

【適用拡大の5つの要件に対する意見】

①週の所定労働時間が20時間以上あること

- ・ 昨今の多様な働き方を考えると、時間で労働を管理することには限界あり
- ・ 雇用保険も20時間を適用基準としており、妥当な基準である

②賃金が月額8.8万円(年収106万円)以上であること

- ・ 地方の最低賃金水準では月額8.8万円に届かない、月額5.8万円に引き下げるべき

③勤務期間が1年以上見込まれること

- ・ 1年よりも短縮すべき、「見込み」では被用者の労働の質を高められないのでは
- ・ 事務手続きの煩雑さを考えると妥当である

④学生を適用対象外とすること

- ・ 「学生」の実態も多様化しており、一律適用外とすることは疑問、学生にも適用すべき

⑤規模501人以上の企業を強制適用対象とすること

- ・ 会社規模にかかわらず一律に適用対象とすべき
- ・ 事業主の負担を考慮すると、まずは501人以上とするのが妥当、数年の猶予を経て順次中小企業へ拡大していくのはどうか

4-6. 第24回社会保障審議会年金部会の開催について

【その他の意見】

- ・そもそも要件を設定せず、被用者はすべて第2号被保険者であるべき
- ・社会保険の適用対象となることのメリットを事業主・被用者双方が理解できるような啓発が必要ではないか
- ・平成28年10月からの適用拡大についても任意適用を設ける等、早期に実施できるようにすべき
- ・税制上の優遇措置や健康保険についても同時並行で検討すべき

【今後の議論の進め方について】

次回の開催日時は未定ですが、別の検討課題について議論が行われる予定です。
今後も当部会の動向を注視してまいります。

4-7. マッチング拠出のルール見直し

・ DCマッチング拠出について規制緩和を検討

～以下、メールマガジン「マッチング拠出のルール見直し」転載～

8月5日付けの日本経済新聞の1面で、政府が確定拠出年金のルールを見直しているとの記事が掲載されています。具体的には、従業員が負担する掛金、いわゆるマッチング拠出の規制緩和を検討しているというものです。

現在のルールでは、マッチング拠出は、①拠出限度(他に企業年金のない会社は、月額5万1,000円、ある会社は2万5,500円、本年10月以降は各々5万5,000円、2万7,500円へ引上げ)の範囲内、かつ、②事業主拠出を上回らない額、となっています。このうち、後者を廃止し、拠出限度額の範囲内で従業員の裁量で自由に拠出額を決定できるようにするというものです。この他、拠出上限の再引き上げや加入から10年という受け取りまでの期間の短縮化も検討するもようです。

見直しが検討されるマッチング拠出は、2012年1月から実施されています。実施する規約数は順調に拡大しており、2014年6月末現在では全規約数の25%にあたる1,111規約が導入しています(マッチング拠出の導入状況は次ページ参照)。企業にとってみれば、追加のコスト負担なしで従業員の自助努力を支援することができるわけですから、導入する制度が増加することは自然な流れと言えます。

従来のルールでは、マッチング拠出の枠が十分にある(事業主拠出が少ない)場合でも上記②により、マッチング拠出できる額が少額にとどまるという難点があります。こうした人たちが今回の規制緩和の恩恵を受けることになるわけです。

記事によると拠出限度額の再引上げも検討されているとのこと。拠出限度額が引上げになれば、マッチング拠出の枠も拡大し、一層、使い勝手の良い制度となります。今回の規制緩和は利用されていないマッチング拠出の利用枠を拡大しようとするものです。図では、現在のマッチング拠出可能額と規制が緩和された場合のマッチング枠を示しており、マッチング拠出可能額の面積が拡大することがわかります。ただ、今回の規制緩和では、こうしたマッチング拠出は当年度の枠について当年度にのみ行使することになっています。仮に、こうした枠を翌年度以降に繰り越して行使することができればさらに老後の所得確保に資するようになるのではないのでしょうか。

5. 平成26年7月～平成26年9月の 年金ニュース

5. 平成26年7月～平成26年9月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成26年 7月	厚年本体の平成25年度 運用実績(弊社推計値)について② No.369		○		
	厚生年金基金解散時の残余財産分配方法 について No.370		○		
平成26年 8月	厚年基金の平成25年度(H26.3.末)決算の 積立状況等 No.371		○		
	平成25年度の 厚年本体利回り(確定値):8.22% No.372		○		
	上場企業の退職給付会計数値の集計結果 (2013年度)」 No.373				○
	退職給付債務算出方法の変更状況 (3月決算第1四半期集計結果) No.374				(○)
平成26年 9月	平成25年度の最低責任準備金(期ズレなし)の 付利率:8.22%(告示改正) No.375		○		
	平成26年4月～6月の最低責任準備金(期ズレ なし)付利率:年7.27%(告示改正) No.376		○		
	厚年基金の平成25年度(H26.3.末)決算の 積立状況等～確報～ No.377		○		

※ ()は本資料に関連しない事項です。

6. 平成26年7月～平成26年9月の 年金メールマガジン

6. 平成26年7月～平成26年9月の年金メールマガジン

	年金メールマガジン	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成26年 7月	第6回社会保障審議会企業年金部会の開催について				○
	修正国際基準の公開草案を公表へ				○
	第7回社会保障審議会企業年金部会の開催について				○
	ASBJが修正国際基準の公開草案を公表				○
平成26年 8月	年金資産拡大の背景				○
	マッチング拠出のルール見直し		○		
	社会保障審議会年金部会で公的年金の議論を開始				○
平成26年 9月	第8回社会保障審議会企業年金部会の開催について				○
	第24回社会保障審議会年金部会の開催について				○
	第9回社会保障審議会企業年金部会の開催について				○

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行

年金コンサルティング部

03-6214-6368

(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))